

幡多広域観光振興計画（第Ⅱ期計画）策定等委託業務 プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、幡多広域観光振興計画（第Ⅱ期計画）策定等委託業務の委託先を適正かつ公正に選定するために、プロポーザル方式により企画提案を選定する手続きに関して、必要な事項を定めるものです。

2 事業の概要

（１）委託業務名

幡多広域観光振興計画（第Ⅱ期計画）策定等委託業務

（２）事業の目的

少子高齢化に伴う人口減少による地域経済の縮小を、観光を通じた地域振興で補い、持続可能な観光地域づくりを目指す具体的な計画を策定することを目的とします。

（３）事業の内容

当協議会及び構成市町村の合意に基づく幡多広域観光振興計画（第Ⅱ期計画）を策定します。詳細は別添「幡多広域観光振興計画策定等委託業務仕様書」のとおりです。

（４）委託期間

契約締結日から令和２年２月２８日（金）まで

3 見積限度額

3,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 審査委員会の設置

別途定める「幡多広域観光振興計画（第Ⅱ期計画）策定等委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

5 企画提案者の募集

上記２の委託業務の委託先を決定するため、企画提案者の募集を行うこととしますが、その方法はこの募集要領に基づいて行います。

具体的には、以下に記載する日程及び申込方法を参照してください。

6 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル

7 資格要件

参加者の資格要件は、観光に関する専門的なノウハウを持つ事業者で、次の条件をすべて満たすものとする。

ア 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ資金等につい

- て十分な管理能力を有していること
- イ 過去3年間に本委託業務に類似する業務の委託を受け実施したことがある者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- エ 参加申し込み時点で高知県の「指名競争入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること
- オ 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止処分を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと
- カ 国税、都道府県税、市町村民税を滞納していないこと

8 質疑と回答

質疑は、別紙様式－①により受け付けることとし、電話又は口頭による質問は受け付けません。質疑と回答の内容は、令和元年7月2日（火）に一般社団法人幡多広域観光協議会ホームページに掲載します。

- ・受付期限 令和元年7月1日（月）17時30分必着
- ・提出方法 FAX（電話で着信を確認してください）

9 参加申込及び資格要件の審査

本企画提案への参加申込は、別紙様式－②により、以下の提出期限、提出方法により行うこと。なお、資格要件の審査は、企画提案書の書類と一緒に提出することとし、その際に合わせて審査をします。

- ・提出期限 令和元年7月5日（金）17時30分必着
- ・提出方法 FAX（電話で着信を確認してください）

10 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と当協議会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて交渉を行うこととなります。

11 企画提案書等の作成

別添「幡多広域観光振興計画（第Ⅱ期計画）策定等委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり作成するものとします。

12 審査

別途定める「幡多広域観光振興計画（第Ⅱ期計画）策定等委託業務プロポーザル審査要領」のとおりです。

13 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後速やかにすべての提案者に文書で通知します。

14 日程（予定）

令和元年 7月1日（月）質疑受付の締切
7月5日（金）企画提案参加申込の提出期限
7月26日（金）企画提案書の提出期限
8月1日（木）プレゼンテーション ※時間、場所は別途お知らせします。
8月上旬 審査結果の通知、委託内容の協議等
8月上旬 委託契約の締結

15 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写（審査委員会での使用に限る。）します。
- ・契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用しません。

16 問い合わせ先

〒787-0014 高知県四万十市駅前町 15-16
一般社団法人幡多広域観光協議会 担当者：田村
T E L : 0880-31-0233
F A X : 0880-31-0660
E-mail : syuryo@hata-koiki.com

17 留意事項

- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- ・次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ①提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員又は一般社団法人幡多広域観光協議会関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合